

「人権に関する県民意識調査」について

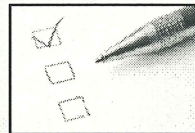
調査目的

県民の人権についての意識を把握し、今後の人権施策を推進していくうえでの基礎資料とする。
加えて、調査結果を前回調査（H14実施）と比較することにより、県民の意識の変化を把握する。

調査の根拠

人権尊重の社会づくり条例第5条
・知事は人権施策の基本方針を定めるものとする。
人権施策基本方針1-(3)
・県民の人権意識や人権侵害の実態などの把握・公表を行う。

調査する人権課題



人権全般（教育啓発を含む）
同和問題、女性
子ども、高齢者
障害者、外国人
H I V感染者等
ハンセン病元患者等（新）
刑を終えて出所した人（新）
犯罪被害者等（新）
インターネットによる人権侵害（新）

過去調査との比較

	S56調査	H元調査	H14調査	H24調査
人権分野	同和問題	同和問題	人権全般	人権全般
サンプル数	5,000人	5,000人	5,000人	3,000人
回収率	56.7%	58.3%	49.9%	—

* S56及びH元の調査は、同和地区以外の県民を対象

H14及びH24の調査は、20歳以上の県民が対象

** H24調査のサンプル数は、国や県の世論調査に合わせたものであり、回収率を50%と仮定した場合、H14調査との標本誤差の差は最大で0.5%

その他（今回の調査の特徴等）

- ・ 定点観測を行うことから、原則、前回と同じ設問とするが、現時点での施策等を反映するための追加・削除を行う
- ・ 同和問題の設問は、重複しているものを統合し、前回の8問から5問へ減少した
- ・ その他の新たな人権課題は「問3 関心のある人権問題」の選択肢に加えた（ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等、性的指向、性同一性障害、人身取引、震災における風評被害等による人権侵害の6課題）
- ・ 質問総数は、副問も含め前回の37問から38問となった
- ・ 属性調査の年齢は前回5歳刻みであったが、今回は県民世論調査に合わせ10歳刻みに変更し、世帯構成は、分析に使用しなかったため、削除する
- ・ 巻末に用語集を添付する

今後のスケジュール（予定）

- 23.11 人権尊重の社会づくり協議会
- 24. 1 人権尊重の社会づくり協議会
- 24. 2 人権施策推進委員会幹事会（政策調整会議）
〃 人権施策推進委員会（庁議）
- 24年度 人権に関する県民意識調査の実施
- 25年度 人権に関する実態の公表
- ・
- ・
- ・
- 34年度 人権に関する県民意識調査
- 35年度 人権に関する実態の公表

